○長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例

> 平成27年12月11日 条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるのもとする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報 提供ネットワークシステムをいう。

(町の青務)

- 第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (個人番号の利用範囲)
- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は長南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有 するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネッ トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人 情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有する ものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ ークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報 の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、 規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む 書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみ なす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月 1日)から施行する。

別表第1 (第4条関係)

_					
	機関	事務			
1	町長	子ども医療費の助成に関する事務であ			
		って規則で定めるもの			
2	町長	長南町重度心身障害者の医療費助成に			
		関する条例(昭和48年長南町条例第3			
		3号)による重度心身障害者に対する医			
		療費の助成に関する事務であって規則			

別表第2 (第4条関係)

別表第2 (第4条関係) 			
	機関	事務	特定個人情報
1	町長	子ども医療費	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7
		の助成に関す	条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」
		る事務であっ	という。)であって規則で定めるもの
		て規則で定め	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の
		るもの	地方税に関する法律に基づく条例の規定により算
			定した税額又はその算定の基礎となる事項に関す
			る情報(以下「地方税関係情報」という。)であ
			って規則で定めるもの
			国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又
			は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年
			法律第80号)による医療に関する給付の支給又
			は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給
			付関係情報」という。)であって規則で定めるも
			の
			児童手当法(昭和46年法律第73号)による児
			童手当又は特例給付の支給に関する情報であって
			規則で定めるもの
2	町長	長南町重度心	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		身障害者の医	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		療費助成に関	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		する条例(昭和	介護保険法(平成9年法律第123号)による保
		48年長南町	険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の
		条例第33号)	徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		による重度心	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

身障害者に対	るための法律(平成17年法律第123号)によ
する医療費の	る自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実
助成に関する	施に関する情報であって規則で定めるもの
事務であって	
規則で定める	
もの	